

令和7年度 栄町住宅用設備等脱炭素化促進 事業補助金のご案内(概要)

栄町では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、エネルギーの安定確保やエネルギー利用の効率化を図るため、住宅用脱炭素化促進設備などを設置する方に対し、設置費の一部を補助します。



1. 申請期間

令和7年5月7日(水)から令和8年2月27日(金)まで

2. 補助対象設備・補助金額

補助対象設備	補助金額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	停電時自立運転機能あり:上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限:7万円 ※住宅用太陽光発電設備の併設が条件
窓の断熱改修	補助対象経費の1/4 上限8万円 ※既存住宅のみ対象
電気自動車・ プラグインハイブリッド車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設 :上限15万円 住宅用太陽光発電設備を併設 :上限10万円
V2H充放電設備 (電気自動車と住宅の間で相互に電気を 供給できる設備)	補助対象経費の1/10 上限25万円 ※住宅用太陽光発電設備の併設、電気自動車の導入が 条件

※補助対象設備は、申請者が所有する未使用品に限ります。

3. 補助対象設備・要件

補助対象設備	要件	設置する住宅の要件
家庭用燃料 電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。	1. 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。 2. 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。

補助対象設備	要件	設置する住宅の要件
		3. 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。 4. 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	1. 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置されていること。 なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 2. 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。
窓の断熱改修	1. 既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修(内窓の設置を含む。)するにあたり、国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。 2. 1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 ※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。(空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り(カーテン、ロールスクリーン等)は、室を区切る仕切りとして認められない。) 補助対象:リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。	1. 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 2. 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

補助対象設備	要件	設置する住宅の要件
	※換気小窓(障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓)、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。 ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。	
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。 ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古輸入車の初度登録車を除く。)であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、栄町の区域内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月の日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。	1. 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。 なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設か既設かを問わない。 2. 自らが居住する、町内に所在する住宅 3. 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備(電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備)を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。 なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。
プラグインハイブリッド車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。 ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、栄町の区域内の住所であること。	1. 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設か既設かを問わない。 2. 自らが居住する、町内に所在する住宅

補助対象設備	要件	設置する住宅の要件
	(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。	3. 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備(プラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備)を併設する場合の補助を受けようとする場合は、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、併設するV2H充放電設備は、新設か既設かを問わない。
V2H充放電設備 (電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備)	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。	1. 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。 なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 2. 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された町内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅。

4. 財産処分制限期間

補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、町長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはいけません。

ただし、栄町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書(別記第9号様式)により町長の承認を得た場合はこの限りではありません。

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年

5. その他

補助金は予算が無くなり次第終了となりますので、申請前にご確認ください。

<問合せ先>
栄町 経済環境課
〒270-1592
栄町安食台1丁目2番
電話番号:0476-33-7713(直通)